

決議第3号

上記議案を地方自治法第112条及び久米島町会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年12月17日提出

提出者 久米島町議会議員 幸地 猛
賛成者 久米島町議会議員 真栄平 建正
久米島町議会議員 盛本 實

海洋深層水に関する特別委員会設置の決議

次のとおり、海洋深層水に関する特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名 称 海洋深層水に関する特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第109条及び久米島町議会委員会条例第6条
- 3 目 的 海洋深層水に関する調査
- 4 委員の定数 6人
- 5 調査期限 調査終了まで閉会中の継続審査

(提案理由)

地域資源となる海洋深層水に関する産業振興は、本町の重要施策であることから推進を図るため、一体的、横断的、集中的に調査することを目的に、地方自治法上の根拠を有する「海洋深層水に関する特別委員会」を設置する。